

# 外貨普通預金自動積立サービス利用規定

## 1. 外貨普通預金自動積立サービス

- (1) 外貨普通預金自動積立サービス（以下「本サービス」とします）のご利用にあたっては、あらかじめ当行所定の手続きにより、振替日、振替金額（円貨額）等を届出するものとします。なお、引落指定口座は本サービスの申込書により指定された同一名義人の円貨建て普通預金口座または当座預金口座（以下「引落口座」）とします。
- (2) 当行は指定された振替日に指定された振替内容による振替金額を引落口座から引落としのうえ、その金額を当行所定の相場で換算した外貨額をもって、指定の外貨普通預金口座へ入金します。

## 2. 自動振替

- (1) 振替金額は、あらかじめ円貨額でご指定いただきます。1千円以上300万円未満（千円単位）でご指定ください。なお、本サービスご利用による引落としと他商品・他サービスでの自動振替による引落としが同日に行われる場合、その何れを先に引落とすかは当行の任意とします。
- (2) 前項の場合、引落口座からの引落としについては、普通預金規定または当座預金規定にかかわらず、預金通帳および払戻請求書の提出または小切手の振出は必要ありません。
- (3) 振替日当日が銀行休業日の場合は、翌営業日に振替を行います。ただし、翌営業日が翌月となる場合は、前営業日に振替を行います。
- (4) 当行の引落処理時に、引落口座の残高（残高については受け入れた証券類で決済確認前のものを差し引いた支払可能残高、総合口座の当座貸越限度額は含みません）が振替金額に満たない場合は、通知することなくその月の振替を行いません。また、振替日当日の入金であっても、当行の引落処理後に入金となった場合は、同様にその月の振替を行いません。

## 3. 外貨普通預金への入金

振替日における外貨普通預金口座への入金外貨額は、第2条第1項に定める振替金額を当行所定の外国為替相場を使用し算出します。この際預入通貨の補助通貨単位未満は当行所定の方法で取扱いします。

## 4. 取引内容の変更

振替日、振替金額等の取引内容を変更する場合には、当行所定の方法により振替日当日までにお届けのうえ当行所定の手続きをお取りください。ただし、振替日当日の場合、お手続き時間によってはお申込内容の適用が翌月からとなります。

## 5. 解約等

- (1) 本サービスは、特にお申出のない限り同一条件で自動振替を継続します。
- (2) お客様の引落口座が解約された場合、または指定の外貨普通預金口座が解約された場合は、当行

はいつでもこの自動振替サービスの契約は終了したものと取り扱います。

- (3) 本サービスは、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし当行に対する解約の通知は、振替日の2営業日前までに当行所定の方法で行うものとします。
- (4) 当行に対する解約の通知がないまま、長期間にわたり振替がなされない場合、または住所変更・連絡先の届け出を怠る等お客さまの責めに期すべき事由によってお客さまの所在が不明になった場合等、相当の事由がある場合は、この契約は終了したものと取り扱うことがあります。
- (5) 本サービスは金融情勢の変化・取扱通貨国の諸事情等により取扱いを中止する場合があります。

## 6. 規定の準用

この規定の定めがない事項については、引落口座に係る各種規定ならびに外貨普通預金規定により取扱います。

## 7. 規定の変更

この規定は、民法第548条の4の規定にもとづき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより変更できるものとします。

以上

2020年3月16日現在